



住宅をリフォームしよう！

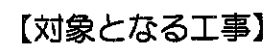
神戸町住宅改修助成金制度で

7月1日受付開始！！

神戸町に住み続けられる方を応援します。

○神戸町では、高齢者や子育て世帯に必要な住環境を整備する住宅改修工事の一部を助成することにより、活力あるまちづくりを推進します。

- ① 耐震補強工事と併せて行う住宅改修工事
- ② バリアフリー化（段差解消等）、省エネ化（断熱改修等）、環境対策工事（水洗化等）の工事及びその工事と併せて行う住宅改修工事
- ③ 子育て世帯又は三世帯同居世帯が行う住宅改修工事
- ④ 新たな多世帯同居のために行う住宅改修工事
- ⑤ 空き家に居住するために行う住宅改修工事



- ① 対象となる工事費が50万円以上（工事種別の制限があります。：裏面参照）
 ＊他の制度の補助金を受ける場合は、その金額を減じた額が50万円以上となる工事が対象です。
- ② 申請年度の4月1日以降の契約で着工前の工事、かつ、年度内に完成できる工事。
 （H27年度に限り、7月1日以降の契約となります。）
 ＊その他対象となる条件がいくつかありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。
 ＊平成27年度、平成28年度に行う住宅改修工事が対象となります。

①対象となる工事費の20%で、上限が20万円
 (例) 50万円の工事の場合 $50\text{万円} \times 20\% = 10\text{万円}$
 (例) 120万円の工事の場合 $120\text{万円} \times 20\% = 24\text{万円} \rightarrow 20\text{万円}$
 ②町内の施工業者の場合は、助成金の額を1割加算します。
 (例) 50万円の工事の場合 $10\text{万円} \times 1.1 = 11\text{万円}$
 (例) 120万円の工事の場合 $20\text{万円} \times 1.1 = 22\text{万円}$



○詳しい内容や申請方法につきましては、下記までお問い合わせください。
神戸市役場 建設部 産業建設課 都市計画係 TEL27-3111（内線 234）

□交付対象となる工事

屋根工事	屋根の葺き替え、塗装（軒裏、軒天）、防水工事
	屋根瓦の改修工事、雨樋の改修工事
	断熱改修工事
	屋根工事に伴う撤去、解体工事
外装工事	外壁の張り替え、塗装（雨戸、庇を含む。）、防水工事
	外壁、土台、基礎の修繕工事
	断熱改修工事
	ベランダ、バルコニーの防水工事、塗装工事（新規取付工事は除く。） 外装工事に伴う撤去、解体工事
建具工事	窓、ガラス、サッシの修繕、交換、断熱改修工事
	木製建具の修繕、間仕切りや開口部の変更工事
	襖、障子の張り替えや畳の取替（他の工事に付随した場合に限る。）
内装工事	壁、床、天井などの修繕、張り替え、断熱工事
	段差解消、手摺り、廊下幅の拡張などバリアフリー化工事
	浴室、台所、洗面所、トイレなど水回りの改修工事
	ペアガラス、二重窓への取替
	造作家具の設置、修繕工事
	内装工事に伴う撤去、解体工事
設備工事	ユニットバス、トイレ、洗面台、水洗金具
	システムキッチン、流し台の修繕、入れ替え
	給排水衛生設備工事、給湯設備工事（宅外のみの工事、機器の交換のみは除く。）
	床暖房工事
	改修に伴う配管、配線工事
	設備工事に伴う撤去、解体工事

□交付対象とならない工事

店舗、事務所などとの併用住宅での住宅部分以外の工事
車庫、物置、倉庫などの増設、改修工事
造園、門扉、塀、フェンス、シャッターなどの外構工事
ベランダ、ウッドデッキ、テラス、サンルームの設置工事
下水道、合併浄化槽への切り替え、接続工事
太陽光発電設備の設置、修繕工事
カーテン、ブラインドの設置、修繕工事
ハウスクリーニング、防虫、殺虫
住宅改修を伴わない解体工事
家電製品設置工事、家具の設置
電話、テレビ、インターネットの設置工事
エアコン、冷暖房設備の設置工事
ガスコンロ、食器洗浄機、レンジ等の取替や設置
防犯ライト、防犯カメラの設置、修繕工事
網戸の張り替え、防犯フィルムのための工事
土地の造成に係る工事（切土、盛土）
宅外のための配管工事
公共工事の施工に伴う補償の対象工事
国・県・市その他の公共機関から補助又は給付等を受けている場合は、当該補助又は給付等の対象となる工事に要した経費